

令和2年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

(Ⅱ 定住外国人の子供の就学促進事業)

事業内容報告書の概要

都道府県・市区町村・協議会名【岐阜県】	
平成2年度に実施した取組の内容及び成果と課題	
1. 事業の実施体制	
	<p>②学校外における、不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科若しくは母語指導又は学習習慣の確保に係る指導のための教室の開設 県内における義務教育年齢を超えた子どもへの学習支援等を実施するNPO等へ補助 3団体</p>
	<p>③不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科若しくは母語指導又は学習習慣の確保に係る指導を学校外において行う指導員の研修 (公財)岐阜県国際交流センターへ補助</p>
2. 具体の取組内容	
<p>② 学校外における、不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科若しくは母語指導又は学習習慣の確保に係る指導のための教室の開設</p> <p>義務教育年齢を超えた在住外国人の子どもに対し、希望する高等学校等への進学・就学又は進級、そして就職できるよう、日本語指導や必要な教科指導、受験準備、進路等に関する相談・指導等の支援を行うNPO等に対して、補助を行った。</p> <p>補助団体：3団体 期 間：4月～3月 ※団体により異なる 内 容：以下①～④のいずれかを実施。複数も可。 ①日本語指導、教科指導 ②中学校中退者及び義務教育年齢を超えた子ども向け中学校卒業認定試験対策 ③中学校卒業生向け高校受験対策 ④進路相談 等</p>	
③不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科若しくは母語指導又は学習習慣の確保に係る指導を学校外において行う指導員の研修	

地域日本語教室の代表者・学習支援者等が、外国人の子どもに対し適切な日本語指導や支援ができるよう、子どもの支援に必要な視点や心構え、子どもへの日本語初期指導方法を学ぶ下記研修(全2回)を実施し、地域における子どもの学習支援者を育成した

補助団体：(公財)岐阜県国際交流センター

○第1回

実施日：令和2年11月12日(木)14:00～15:30

参加者：36名

内容：「子ども支援に必要な視点・心構え」

- ・子どもの学ぶ権利、不就学状態にある子どもの存在、現状や課題
- ・豊明市の取組み、不就学・不登校の子どもをなくすために、日本語教室の役割
- ・自分の立場でできることを考える(行政・自治体、地域日本語教室、学校関係者)
- ・岐阜県の高校入試・特別枠を知る、キャリア教育における注意点
- ・学習支援を始める前の確認事項、算数の基礎、母語理解、読解力を育む重要性

○第2回

実施日：令和2年11月19日(木)14:00～15:30

参加者：42名

内容：「子どもへの日本語初期指導方法」

- ・サバイバル日本語・初期指導のレベルや指導期間、学習内容
- ・子どもへの日本語指導の注意点、「日本語学級」を使用した指導方法
- ・初期指導の紹介(実際の教室映像より説明)
- ・ひらがな、カタカナ指導のポイント、講師によるカードを使った指導の実演
- ・ダウンロード可能な資料やおすすめの教材の紹介

3. 成果と課題

②学校外における、不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科若しくは母語指導又は学習習慣の確保に係る指導のための教室の開設

- ・ 高校等進学者：4名
- ・ 中卒認定受験者数：5名
- ・ 日本語、教科指導：昨年度から学習を続けている子は日本語に自信をもって受験に臨めるようになった。
- ・ 小論文指導：自分の考えを筋道立てて述べることができようになってきた。またそれに伴い、将来について考えを持てるようになった。
- ・ 相談事業：高校の授業が理解できるようになり、将来に備えて資格を取る勉強に取り組むことが出来た。
- ・ 高校生活や進路に関する不安を解消出来た。
- ・ 進級者のサポートの際は、学習面だけではなく、一步踏み込んで、将来の目標設定(大・中・小のゴール)に関わりながら、行動変容に繋がるサポートを試みたことで、実際に生徒自ら、コロナ禍であっても今できることと、コロナ禍が過ぎたらできることに分けた目標を立案し、行動する姿が見られた。

③不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科若しくは母語指導又は学習習慣の確保に係る指導を学校外において行う指導員の研修

- ・ 本年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりオンラインで実施したことで、遠方からも参加しやすくなり、新たな市町からも参加があった。また、地域日本語教室の学習支援者をはじめ学校関係者、行政職員等

多方面からの参加があり、県内全域・各方面において子どもの学習支援者を育成することができた。

- ・ 地域における子どもの学習支援の担い手が育成できたことで、岐阜県の外国人の子どもに対する教育環境の充実に寄与した。

4. その他(今後の取組等)

②学校外における、不就学等の外国人の子どもに対する日本語、教科若しくは母語指導又は学習習慣の確保に係る指導のための教室の開設

- ・ 義務教育年齢を超えた外国人の子どもへの支援のニーズがあることから、令和3年度も引き続き同事業を実施する。また、本事業を通じて見えてきた義務教育年齢を超えた外国籍の子どもが抱える課題の把握を進める。

③不就学等の外国人の子どもに対する日本語、教科若しくは母語指導又は学習習慣の確保に係る指導を学校外において行う指導員の研修

- ・ 専門的な日本語教育の知識や指導法を学ぶ機会が少ないため、今後も継続して本研修を実施し、子どもの学習目標の立て方や接し方、効果的な日本語指導方法などの技術面を伝えるとともに、多文化共生の観点を持った担い手育成を引き続き行う。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない。) 成果物等があれば別途提出すること。